

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-275812
(P2005-275812A)

(43) 公開日 平成17年10月6日(2005.10.6)

(51) Int.CI.⁷

G06F 12/14

F 1

G06F 12/14 550A
G06F 12/14 530B

テーマコード(参考)

5B017

審査請求 未請求 請求項の数 18 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2004-88100 (P2004-88100)
 (22) 出願日 平成16年3月24日 (2004.3.24)

(71) 出願人 000001007
 キヤノン株式会社
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
 (74) 代理人 100081880
 弁理士 渡部 敏彦
 (72) 発明者 ▲高▼田 智行
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
 ャノン株式会社内
 (72) 発明者 鈴木 範之
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
 ャノン株式会社内
 (72) 発明者 伊藤 博康
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
 ャノン株式会社内

最終頁に続く

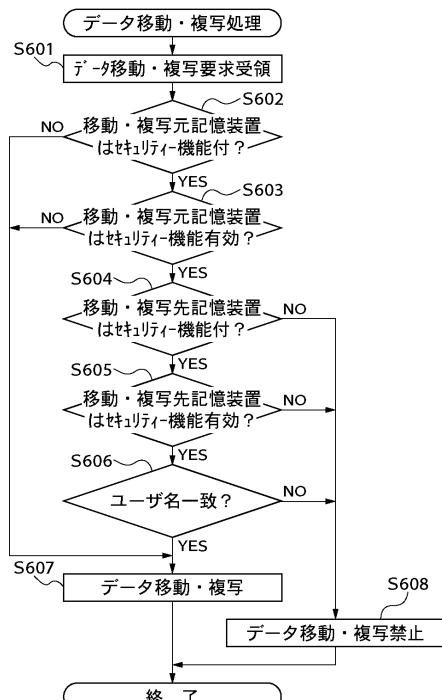
(54) 【発明の名称】情報処理装置及びその制御方法、並びに制御プログラム及び記憶媒体

(57) 【要約】

【課題】 ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができる情報処理装置及びその制御方法、並びに制御プログラム及び記憶媒体を提供する。

【解決手段】 本体装置100は、ユーザにより入力装置110に入力されたデータの移動・複写要求を受領し、データの移動・複写元記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であり、データの移動・複写元記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されているときは、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないか、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていないか、又はデータの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していないときは、出力装置120に報知画面を表示し、データの移動・複写を禁止する。

【選択図】 図6



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数の記憶装置を備える情報処理装置において、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報を比較するセキュリティ情報比較手段と、前記セキュリティ情報比較手段による比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御手段とを備えることを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記データ移動制御手段は、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときは、前記データの移動を許可しないことを特徴とする請求項 1 記載の情報処理装置。 10

【請求項 3】

前記データ移動制御手段は、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときに、前記データの移動を行うか否かの指示を要求する指示要求手段と、前記指示を取得する取得手段とを備え、前記データの移動を行う指示を取得したときは前記データの移動を許可することを特徴とする請求項 1 記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記セキュリティ情報はユーザ認証機能の有無を含み、前記セキュリティ情報比較手段は、前記移動元記憶装置は前記ユーザ認証機能を有しているが、前記移動先記憶装置は前記ユーザ認証機能を有していないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。 20

【請求項 5】

前記セキュリティ情報はユーザ認証機能が有效地に設定されているか否かを含み、前記セキュリティ情報比較手段は、前記移動元記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されているが、前記移動先記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されていないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。 30

【請求項 6】

前記セキュリティ情報はユーザ識別情報を含み、前記セキュリティ情報比較手段は、前記移動元記憶装置のユーザ識別情報及び前記移動先記憶装置のユーザ識別情報が一致しないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記セキュリティ情報比較手段による比較結果を表示する表示手段を備えることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記データの移動は、前記データの複写を含むことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。 40

【請求項 9】

複数の記憶装置を備える情報処理装置の制御方法において、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報を比較するセキュリティ情報比較ステップと、前記セキュリティ情報比較ステップにおける比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御ステップとを備えることを特徴とする情報処理装置の制御方法。

【請求項 10】

前記データ移動制御ステップは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移 50

動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときは、前記データの移動を許可しないことを特徴とする請求項9記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項11】

前記データ移動制御ステップは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときに、前記データの移動を行うか否かの指示を要求する指示要求ステップと、前記指示を取得する取得ステップとを備え、前記データの移動を行う指示を取得したときは前記データの移動を許可することを特徴とする請求項9記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項12】

前記セキュリティ情報はユーザ認証機能の有無を含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置は前記ユーザ認証機能を有しているが、前記移動先記憶装置は前記ユーザ認証機能を有していないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項9乃至11のいずれか1項に記載の情報処理装置の制御方法。 10

【請求項13】

前記セキュリティ情報はユーザ認証機能が有効に設定されているか否かを含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置のユーザ認証機能は有効に設定されているが、前記移動先記憶装置のユーザ認証機能は有効に設定されていないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項9乃至12のいずれか1項に記載の情報処理装置の制御方法。 20

【請求項14】

前記セキュリティ情報はユーザ識別情報を含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置のユーザ識別情報及び前記移動先記憶装置のユーザ識別情報が一致しないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする請求項9乃至13のいずれか1項に記載の情報処理装置の制御方法。 30

【請求項15】

前記セキュリティ情報比較ステップにおける比較結果を表示する表示ステップを備えることを特徴とする請求項9乃至14のいずれか1項に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項16】

前記データの移動は、前記データの複写を含むことを特徴とする請求項9乃至15のいずれか1項に記載の情報処理装置の制御方法。

【請求項17】

複数の記憶装置を備える情報処理装置の制御プログラムにおいて、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報を比較するセキュリティ情報比較モジュールと、前記セキュリティ情報比較モジュールによる比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御モジュールとをコンピュータに実行させることを特徴とする情報処理装置の制御プログラム。 40

【請求項18】

請求項17記載のプログラムを格納することを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置及びその制御方法、並びに制御プログラム及び記憶媒体に関し、特に、複数の記憶装置を具備する情報処理装置及びその制御方法、並びに制御プログラム及び記憶媒体に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、ハードディスク等の記憶装置の大容量化が進んでおり、マイクロドライブ、iVDR(iVDRコンソーシアムホームページhttp://www.ivdr.org/index_j.html参照)等、小型且つ大容量の可搬型記憶装置の製品化、又は製品化へ向けた検討がなされている。これらの記憶装置の多くは、ATA/ATAPI、SCSI、PCMcia、USB、IEEE1394等の汎用インターフェース規格を用いており、その規格をサポートする多くの機器で共通に利用することができる。そのため、上記記憶装置は広く普及しているが、一方で、汎用インターフェース規格を用いているので、第三者が記憶装置内に記憶されたデータにアクセスすることも簡単であり、ユーザの意図しない第三者に記憶装置内に記憶されたデータが漏洩する問題があった。

10

【0003】

そこで、例えば、ATA/ATAPI規格セキュリティー・モード・フィーチャー・セットにて規定されているパスワードによるアクセス制限機能を実装したハードディスク、及びそれを搭載したパーソナルコンピュータが製品化されている。

【0004】

また、パスワードによるアクセス制限機能に加え、複数のユーザを登録し、ユーザ毎に書き込み又は読み出し動作を制限する機能を付加した記憶装置が提案されている(例えば、特許文献1参照)。

【特許文献1】特開平11-296436号公報

20

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら、上記記憶装置は、ユーザの意図しない第三者が記憶装置内に記憶されたデータに不正にアクセスすることを防止するが、正規のユーザはデータへのアクセスが可能であり、一旦、アクセスが可能となった後は、自由にデータの移動・複写を行うことができる。

【0006】

したがって、例えば、ユーザはデータに対するセキュリティーレベルが低下することを意識せずに、ユーザ認証機能の付加された記憶装置等のセキュリティーレベルの高い記憶装置に記憶された秘匿性の高いデータを、セキュリティーモードを持たない記憶装置に移動・複写してしまうことがあり得る。その結果、秘匿性の高いデータがユーザの意図しない第三者に漏洩する危険がある。

30

【0007】

大容量可搬型記憶装置がさらに普及し、頻繁にデータの保管及び機器間の移動のために使用されるようになると、ユーザは記憶装置の管理が困難になり、不注意にデータを移動・複写することによるデータ漏洩の危険性が増大する。

【0008】

本発明の目的は、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができる情報処理装置及びその制御方法、並びに制御プログラム及び記憶媒体を提供することにある。

40

【課題を解決するための手段】**【0009】**

上述の目的を達成するために、請求項1記載の情報処理装置は、複数の記憶装置を備える情報処理装置において、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報を比較するセキュリティ情報比較手段と、前記セキュリティ情報比較手段による比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御手段とを備えることを特徴とする。

【0010】

請求項2記載の情報処理装置は、請求項1記載の情報処理装置において、前記データ移

50

動制御手段は、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報が一致しないときは、前記データの移動を許可しないことを特徴とする。

【0011】

請求項3記載の情報処理装置は、請求項1記載の情報処理装置において、前記データ移動制御手段は、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報が一致しないときに、前記データの移動を行うか否かの指示を要求する指示要求手段と、前記指示を取得する取得手段とを備え、前記データの移動を行う指示を取得したときは前記データの移動を許可することを特徴とする。

【0012】

請求項4記載の情報処理装置は、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置において、前記セキュリティー情報はユーザ認証機能の有無を含み、前記セキュリティー情報比較手段は、前記移動元記憶装置は前記ユーザ認証機能を有しているが、前記移動先記憶装置は前記ユーザ認証機能を有していないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報は一致しないと判定することを特徴とする。 10

【0013】

請求項5記載の情報処理装置は、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置において、前記セキュリティー情報はユーザ認証機能が有效地に設定されているか否かを含み、前記セキュリティー情報比較手段は、前記移動元記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されているが、前記移動先記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されていないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報は一致しないと判定することを特徴とする。 20

【0014】

請求項6記載の情報処理装置は、請求項1乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置において、前記セキュリティー情報はユーザ識別情報を含み、前記セキュリティー情報比較手段は、前記移動元記憶装置のユーザ識別情報及び前記移動先記憶装置のユーザ識別情報が一致しないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報は一致しないと判定することを特徴とする。

【0015】

請求項7記載の情報処理装置は、請求項1乃至6のいずれか1項に記載の情報処理装置において、前記セキュリティー情報比較手段による比較結果を表示する表示手段を備えることを特徴とする。 30

【0016】

請求項8記載の情報処理装置は、請求項1乃至7のいずれか1項に記載の情報処理装置において、前記データの移動は、前記データの複写を含むことを特徴とする。

【0017】

請求項9記載の情報処理装置の制御方法は、複数の記憶装置を備える情報処理装置の制御方法において、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報を比較するセキュリティー情報比較ステップと、前記セキュリティー情報比較ステップにおける比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御ステップとを備えることを特徴とする。 40

【0018】

請求項10記載の制御方法は、請求項9記載の制御方法において、前記データ移動制御ステップは、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報が一致しないときは、前記データの移動を許可しないことを特徴とする。

【0019】

請求項11記載の制御方法は、請求項9記載の制御方法において、前記データ移動制御ステップは、前記移動元記憶装置のセキュリティー情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティー情報が一致しないときに、前記データの移動を行うか否かの指示を要求する指示

10

20

30

40

50

要求ステップと、前記指示を取得する取得ステップとを備え、前記データの移動を行う指示を取得したときは前記データの移動を許可することを特徴とする。

【0020】

請求項12記載の制御方法は、請求項9乃至11のいずれか1項に記載の制御方法において、前記セキュリティ情報はユーザ認証機能の有無を含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置は前記ユーザ認証機能を有しているが、前記移動先記憶装置は前記ユーザ認証機能を有していないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする。

【0021】

請求項13記載の制御方法は、請求項9乃至12のいずれか1項に記載の制御方法において、前記セキュリティ情報はユーザ認証機能が有效地に設定されているか否かを含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されているが、前記移動先記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されていないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする。

【0022】

請求項14記載の制御方法は、請求項9乃至13のいずれか1項に記載の制御方法において、前記セキュリティ情報はユーザ識別情報を含み、前記セキュリティ情報比較ステップは、前記移動元記憶装置のユーザ識別情報及び前記移動先記憶装置のユーザ識別情報が一致しないときは、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定することを特徴とする。

【0023】

請求項15記載の制御方法は、請求項9乃至14のいずれか1項に記載の制御方法において、前記セキュリティ情報比較ステップにおける比較結果を表示する表示ステップを備えることを特徴とする。

【0024】

請求項16記載の制御方法は、請求項9乃至15のいずれか1項に記載の制御方法において、前記データの移動は、前記データの複写を含むことを特徴とする請求項9乃至15のいずれか1項に記載の情報処理方法。

【0025】

請求項17記載の情報処理の制御プログラムは、複数の記憶装置を備える情報処理装置の制御プログラムにおいて、移動元記憶装置から移動先記憶装置へデータを移動する際に、前記移動元記憶装置のセキュリティ情報及び前記移動先記憶装置のセキュリティ情報を比較するセキュリティ情報比較モジュールと、前記セキュリティ情報比較モジュールによる比較結果に基づいて、前記データの移動を制御するデータ移動制御モジュールとをコンピュータに実行させることを特徴とする。

【0026】

請求項18記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、請求項17記載のプログラムを格納することを特徴とする。

【発明の効果】

【0027】

請求項1記載の情報処理装置、請求項9記載の制御方法、請求項17記載の制御プログラム、及び請求項18記載の記憶媒体によれば、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報の比較結果に基づいて、データの移動を制御するので、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができる。

【0028】

請求項2記載の情報処理装置、請求項10記載の制御方法によれば、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときは、デー

10

20

30

40

50

タの移動を許可しないので、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができる。

【0029】

請求項3記載の情報処理装置、請求項11記載の制御方法によれば、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報が一致しないときに、データの移動を行うか否かの指示を要求し、データの移動を行う指示を取得したときはデータの移動を許可するので、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができると共に、ユーザの意思を柔軟に反映してデータの移動・複写を行うことができる。

【0030】

請求項4記載の情報処理装置、請求項12記載の制御方法によれば、移動元記憶装置はユーザ認証機能を有しているが、移動先記憶装置はユーザ認証機能を有していないときは、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定するので、請求項1の効果を確実に奏することができる。

【0031】

請求項5記載の情報処理装置、請求項13記載の制御方法によれば、移動元記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されているが、移動先記憶装置のユーザ認証機能は有效地に設定されていないときは、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定するので、請求項1の効果を確実に奏することができる。

【0032】

請求項6記載の情報処理装置、請求項14記載の制御方法によれば、移動元記憶装置のユーザ識別情報及び移動先記憶装置のユーザ識別情報が一致しないときは、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報は一致しないと判定するので、請求項1の効果を確実に奏することができる。

【0033】

請求項7記載の情報処理装置、請求項15記載の制御方法によれば、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報の比較結果を表示するので、移動元記憶装置のセキュリティ情報及び移動先記憶装置のセキュリティ情報の比較結果を確認することができる。

【0034】

請求項8記載の情報処理装置、請求項16記載の制御方法によれば、データの移動は、データの複写を含むので、ユーザによるデータの記憶装置間での複写動作に対して強固な安全性を確保することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0035】

以下、本発明の実施の形態を図面を参照しながら詳述する。

【0036】

図1は、本発明の実施の形態に係る情報処理装置の構成を概略的に示すブロック図である。

【0037】

図1において、本発明の実施の形態に係る情報処理装置は、本体装置100と、入力装置110と、出力装置120と、複数の記憶装置130, 140, 150, 160(以下、「記憶装置130～160」という)とから成る。

【0038】

本体装置100は、CPU101と、ROM102と、RAM103と、入力装置110と信号の接続を行う入力装置インターフェース(I/F)部104と、出力装置120と信号の接続を行う出力装置インターフェース(I/F)部105と、記憶装置130～160と信号の接続を行う記憶装置インターフェース(I/F)部106とを備え、入力装置110、出力装置120、及び記憶装置130～160の制御を行う。本体装置100

10

20

30

40

50

0は、例えば、パーソナルコンピュータやサーバ等である。

【0039】

入力装置110は、例えば、キーボード、マウス等であり、ユーザにより入力された情報を本体装置100に送信する。

【0040】

出力装置120は、例えば、ディスプレイ、スピーカ等であり、本体装置100の命令に基づき、本体装置100から送信された情報を出力する。

【0041】

記憶装置130～160は、磁気記憶媒体（磁気ディスク、磁気テープ等）、光記憶媒体（CD、DVD等）、光磁気記憶媒体（MOディスク等）、又は半導体記憶媒体等の記憶媒体を具備し、データを記憶する装置である。記憶装置130～160は、記憶装置130、140のようにコネクタ又はケーブルで本体装置100に直接接続される固定記憶装置であってもよく、記憶装置150、160のように夫々アダプタ170、180を介して本体装置100に接続され、アダプタから簡単に取り外し可能な可搬型記憶装置であってもよい。10

【0042】

本実施の形態では、記憶装置130～160はハードディスクドライブ（HDD）であるものとして説明する。

【0043】

図2は、図1における記憶装置130の内部構成を概略的に示すブロック図である。20

【0044】

図2において、記憶装置130は、本体装置100との信号の接続をおこなうインターフェース（I/F）部131と、不揮発性メモリ132と、ディスク記憶媒体133と、インターフェース部131、不揮発性メモリ132、及びディスク記憶媒体133を制御するディスクコントローラ134とを備える。なお、不揮発性メモリ132は、ディスクコントローラ134内に実装されていてもよい。

【0045】

記憶装置140～160の構成も、記憶装置130の構成と基本的に同じであり、記憶装置130～160には、パスワード認証によるアクセス制御等、内部に記憶されたデータに対するセキュリティ機能（ユーザ認証機能）を持ったセキュリティ機能付記憶装置と、セキュリティ機能を持たない記憶装置とが混在している。記憶装置130は、セキュリティ機能付記憶装置であるものとして説明する。30

【0046】

図3は、図2の記憶装置130が有する記憶領域の構成を示す図である。

【0047】

図3において、セキュリティ機能付記憶装置130は、不揮発性メモリ132又はディスク記憶媒体133上に、論理的に分割された3つの領域、即ちディスク管理領域300、ユーザ情報領域310、及びデータ領域320を有する。

【0048】

ディスク管理領域300は、記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であることを示す記憶装置種別情報301と、セキュリティ機能が有効であるか否かを示すセキュリティ機能設定情報302と、ユーザ情報領域310及びデータ領域320にアクセスするためのパスワード情報303とを記憶している。記憶装置種別情報301及びセキュリティ機能設定情報302は、本体装置100より読み出し可能に記憶されているが、パスワード情報303は、読み出し不可能に記憶されている。40

【0049】

ユーザ情報領域310は、記憶装置ユーザのユーザ名等のユーザ識別情報を記憶する。

データ領域320は、ユーザによる任意のデータの記憶に使用可能な領域である。

【0050】

図4は、図2の記憶装置130によって実行されるセキュリティ機能解除処理のフロ

50

ーチャートである。

【0051】

本処理は、記憶装置130の電源投入時に実行される。

【0052】

図4において、セキュリティ機能付記憶装置130のディスクコントローラ134は、ディスク管理領域300からセキュリティ機能設定情報302を読み出し(ステップS401)、セキュリティ機能が有効に設定されているか否かを判別し(ステップS402)、セキュリティ機能が有効に設定されているときは、本体装置100からのパスワードの受領を待機する(ステップS403)。この時点では本体装置100からのディスク管理領域300への書き込みコマンドと、ユーザ情報領域310及びデータ領域320への一切のアクセスコマンドとを破棄し、ディスク管理領域300への書き込みとユーザ情報領域310及びデータ領域320への一切のアクセスを許可しない。
10

【0053】

パスワードを受領すると(ステップS403でYES)、受領したパスワードとディスク管理領域300に記憶しているパスワード情報303が等しいか否かを判別し(ステップS404)、受領したパスワードとディスク管理領域300に記憶しているパスワード情報303が等しいときは、セキュリティ機能を解除して、ディスク管理領域300のセキュリティ機能設定情報302にセキュリティ機能を解除したことを示す情報を書き込み(ステップS405)、本処理を終了する。

【0054】

ステップS404の判別の結果、受領したパスワードとディスク管理領域300に記憶しているパスワード情報303が等しくないときは、ステップS403に戻り、本体装置100からのパスワードの受領を待機する。
20

【0055】

ステップS402の判別の結果、セキュリティ機能が有効に設定されていないときは、本処理処理を終了する。

【0056】

本処理において、ステップS402の判別の結果、セキュリティ機能が有効に設定されていないか、又は、ステップS405でセキュリティ機能を解除すると、記憶装置130は、データ領域320へのアクセスコマンドを受領し、データ領域320へのアクセスを許可する。さらに、記憶装置130は、ディスク管理領域300のセキュリティ機能設定情報302、又はパスワード情報303への書き込みコマンドを受領し、セキュリティ機能設定情報302、又はパスワード情報303の書き換えを許可するようにしてもよい。
30

【0057】

図4の処理によれば、受領したパスワードとディスク管理領域300に記憶しているパスワード情報303が等しいときは(ステップS404でYES)、セキュリティ機能を解除する(ステップS405)ので、正しいパスワードが入力されたときにのみ、セキュリティ機能を解除することができる。

【0058】

図5は、図1における本体装置100によって実行されるユーザ名読み出し処理のフローチャートである。
40

【0059】

本処理は、本体装置100の記憶装置130～160認識時、即ち本体装置100の電源投入時又は記憶装置130～160への接続時に実行される。

【0060】

図5において、本体装置100は、記憶装置130～160を認識すると、記憶装置130～160の夫々のディスク管理領域300から記憶装置種別情報301及びセキュリティ機能設定情報302をRAM103に読み出す(ステップS501)。

【0061】

次いで、RAM103に読み出した情報を参照して複数の記憶装置130～160の夫々について以下の処理を行う。

【0062】

まず、記憶装置130～160のいずれか1つ（以下、単に「記憶装置」という）がセキュリティ機能付記憶装置であるか否かを判別し（ステップS502）、記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であるときは、セキュリティ機能が有効に設定されているか否かを判別し（ステップS503）、セキュリティ機能が有効に設定されているときは、ユーザにパスワードの入力を要求する表示を出力装置120に出力し（ステップS504）、入力装置110を介してパスワードが入力されると（ステップS505でYES）、記憶装置にパスワードを送出し（ステップS506）、記憶装置のディスク管理領域300からセキュリティ機能設定情報302をRAM103に読み出し（ステップS507）、セキュリティ機能設定情報302から、セキュリティ機能が解除されているか否かを判別し（ステップS508）、セキュリティ機能が解除されていないときは、ステップS504以降の処理を繰り返す一方、セキュリティ機能が解除されているときは、ユーザ情報領域310からユーザ名をRAM103に読み出し（ステップS509）、本処理を終了する。10

【0063】

ステップS503の判別の結果、セキュリティ機能が有効に設定されていないときは、ユーザ情報領域310からユーザ名をRAM103に読み出し（ステップS509）、本処理を終了する。20

【0064】

ステップS502の判別の結果、記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないときは、直ちに本処理を終了する。

【0065】

上述パスワード認証のスキームには、ハードディスク等の記憶装置のインターフェース規格として広く用いられているATA/ATAPI規格セキュリティ・モード・フィーチャー・セットにて規定されるスキームを利用してもよい。

【0066】

図5の処理によれば、セキュリティ機能が解除されているときは（ステップS508でYES）、ユーザ情報領域310からユーザ名をRAM103に読み出す（ステップS509）ので、正しいパスワードが入力され、セキュリティ機能が解除されたときにのみ、ユーザ名を読み出すことができる。30

【0067】

図6を用いて、図1の情報処理装置によって実行されるデータ移動・複写処理のフローチャートである。

【0068】

図6において、本体装置100は、ユーザにより入力装置110に入力されたデータの移動・複写要求を受領し（ステップS601）、図5のステップS501で記憶装置130～160認識時にディスク管理領域300からRAM103上に読み出した記憶装置種別情報301を参照し、データの移動・複写元記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であるか否かを判別し（ステップS602）、データの移動・複写元記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないときは、データの移動・複写を実行して（ステップS607）、本処理を終了する。40

【0069】

ステップS602の判別の結果、データの移動・複写元記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であるときは、図5のステップS501で読み出したセキュリティ設定情報301を参照し、データの移動・複写元記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されているか否かを判別し（ステップS603）、データの移動・複写元記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていないときは、データの移動・複写を実行して（ステップS607）、本処理を終了する。50

【0070】

ステップS603の判別の結果、データの移動・複写元記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されているときは、図5のステップS501で読み出した記憶装置種別情報301を参照し、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であるか否かを判別し(ステップS604)(セキュリティ情報比較手段)、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないときは、出力装置120に図7(a)の報知画面を表示し(表示手段)、データの移動・複写を禁止して(ステップS608)(データ移動制御手段)、本処理を終了する。

【0071】

図7(a)において、報知画面は、データの移動・複写がセキュリティ機能付記憶装置からセキュリティ機能を持たない記憶装置への移動・複写であり、データのセキュリティレベルを維持するために、データの移動・複写を許可しない旨をユーザに報知する。

10

【0072】

ステップS604の判別の結果、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置であるときは、図5のステップS501で読み出したセキュリティ設定情報301を参照し、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されているか否かを判別し(ステップS605)、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていないときは、出力装置120に図7(b)の報知画面を表示し、データの移動・複写を禁止して(ステップS608)、本処理を終了する。

20

【0073】

図7(b)において、報知画面は、データの移動・複写がセキュリティ機能付記憶装置からセキュリティ機能が有効に設定されていない記憶装置への移動・複写であり、データのセキュリティレベルを維持するために、データの移動・複写を許可しない旨をユーザに報知する。

【0074】

ステップS605の判別の結果、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されているときは、図5のステップS501で読み出したユーザ名情報を参照し、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致しているか否かを判別し(ステップS606)、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していないときは、出力装置120に図7(c)の報知画面を表示し、データの移動・複写を禁止して(ステップS608)、本処理を終了する。

30

【0075】

図7(c)において、報知画面は、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が異なるため、データの移動・複写を許可しない旨をユーザに報知する。

【0076】

ステップS606の判別の結果、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致しているときは、データの移動・複写を実行して(ステップS607)、本処理を終了する。

40

【0077】

図6の処理によれば、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないか(ステップS604でNO)、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていないか(ステップS605でNO)、又はデータの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していないときは(ステップS606でNO)、出力装置120に報知画面を表示し、データの移動・複写を禁止する(ステップS608)ので、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができる。

【0078】

図8は、図6のデータ移動・複写処理の変形例のフローチャートである。

【0079】

50

図8の処理は、図6の処理と基本的に同じであり、図6のステップと同一のステップには同一符号を付してその説明を省略し、図6の処理と異なる部分についてのみ説明する。図8の処理は、ステップS608の代わりにステップS801～S803が配されている点でのみ図6のものと異なる。

【0080】

ステップS604の判別の結果、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないときは、出力装置120に図9(a)の選択画面を表示する(ステップS801)(指示要求手段)。

【0081】

図9(a)において、選択画面は、データの移動・複写がセキュリティ機能付記憶装置からセキュリティ機能を持たない記憶装置への移動・複写であり、データに対するセキュリティーレベルが低下する旨をユーザに警告し、データの移動・複写を行うか否かを、入力装置110を介してユーザに選択させる。

10

【0082】

図8に戻り、ユーザが入力装置110によりデータの移動・複写を行うか否かの選択を行うと(ステップS802でYES)(取得手段)、データの移動・複写を行うことが選択されたか否かを判別し(ステップS803)、データの移動・複写を行うことが選択されたときは、データの移動・複写を実行して(ステップS607)、データの移動・複写を行うことが選択されず、データの移動・複写を行わないことが選択されたときは、直ちに本処理を終了する。

20

【0083】

ステップS605の判別の結果、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていないときは、出力装置120に図9(b)の選択画面を表示し(ステップS801)、ステップS802以降の処理を実行して、本処理を終了する。

【0084】

図9(b)において、選択画面は、データの移動・複写がセキュリティ機能付記憶装置からセキュリティ機能が有効に設定されていない記憶装置への移動・複写であり、データに対するセキュリティーレベルが低下する旨をユーザに警告し、データの移動・複写を行うか否かを、入力装置110を介してユーザに選択させる。

30

【0085】

ステップS606の判別の結果、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していないときは、出力装置120に図9(c)の選択画面を表示し(ステップS801)、ステップS802以降の処理を実行して、本処理を終了する。

【0086】

図9(c)において、選択画面は、データの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が異なる旨をユーザに警告し、データの移動・複写を行うか否かを、入力装置110を介してユーザに選択させる。

【0087】

図8の処理によれば、データの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でないか(ステップS604でNO)、データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていか(ステップS605でNO)、又はデータの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していないときは(ステップS606でNO)、出力装置120に選択画面を表示し(ステップS801)、データの移動・複写を行うことが選択されたときは(ステップS803でYES)、データの移動・複写を実行する(ステップS607)ので、ユーザによるデータの記憶装置間での移動・複写動作に対して強固な安全性を確保することができると共に、ユーザの意思を柔軟に反映してデータの移動・複写を行うことができる。

40

【0088】

また、本発明の目的は、上記実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムコードを記録した記憶媒体(又は記録媒体)を、システム又は装置に供給し、そのシステム又

50

は装置のコンピュータ（又はCPUやMPU）が記憶媒体に格納されたプログラムコードを読み出して実行することによっても達成されることは言うまでもない。

【0089】

この場合、記憶媒体から読み出されたプログラムコード 자체が前述した実施の形態の機能を実現することになり、そのプログラムコードを記憶した記憶媒体は本発明を構成することになる。

【0090】

また、コンピュータが読み出したプログラムコードを実行することにより、前述した実施の形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、コンピュータ上で稼働しているオペレーティングシステム(OS)などが実際の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施の形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。10

【0091】

さらに、記憶媒体から読み出されたプログラムコードが、コンピュータに挿入された機能拡張カードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書き込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張カードや機能拡張ユニットに備わるCPU等が実際の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施の形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

【0092】

また、上記プログラムは、上述した実施の形態の機能をコンピュータで実現することができればよく、その形態は、オブジェクトコード、インタプリタにより実行されるプログラム、OSに供給されるスクリプトデータ等の形態を有するものでもよい。20

【0093】

プログラムを供給する記録媒体としては、例えば、RAM、NV-RAM、フロッピー（登録商標）ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、MO、CD-R、CD-RW、DVD（DVD-ROM、DVD-RAM、DVD-RW、DVD+RW）、磁気テープ、不揮発性のメモリカード、他のROM等の上記プログラムを記憶できるものであればよい。又は、上記プログラムは、インターネット、商用ネットワーク、若しくはローカルエリアネットワーク等に接続される不図示の他のコンピュータやデータベース等からダウンロードすることにより供給される。30

【図面の簡単な説明】

【0094】

【図1】本発明の実施の形態に係る情報処理装置の構成を概略的に示すブロック図である。

【図2】図1における記憶装置130の内部構成を概略的に示すブロック図である。

【図3】図2の記憶装置130が有する記憶領域の構成を示す図である。

【図4】図2の記憶装置130によって実行されるセキュリティ機能解除処理のフローチャートである。

【図5】図1における本体装置100によって実行されるユーザ名読み出し処理のフローチャートである。

【図6】図1の情報処理装置によって実行されるデータ移動・複写処理のフローチャートである。

【図7】図6のステップS608で表示される報知画面の一例を示す図であり、(a)はデータの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でない場合、(b)はデータの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていない場合、(c)はデータの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していない場合を夫々示す。

【図8】図6のデータ移動・複写処理の変形例のフローチャートである。

【図9】図8のステップS801で表示される選択画面の一例を示す図であり、(a)はデータの移動・複写先記憶装置がセキュリティ機能付記憶装置でない場合、(b)はデ40
50

データの移動・複写先記憶装置のセキュリティ機能が有効に設定されていない場合、(c)はデータの移動・複写元記憶装置と移動・複写先記憶装置のユーザ名が一致していない場合を々々示す。

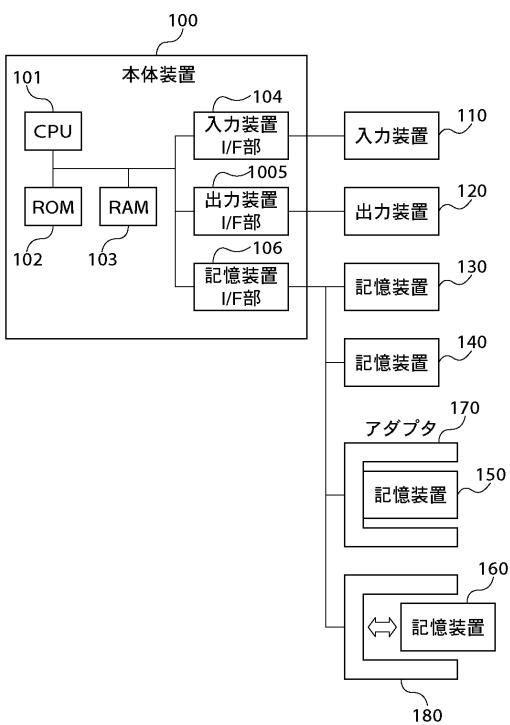
【符号の説明】

【0095】

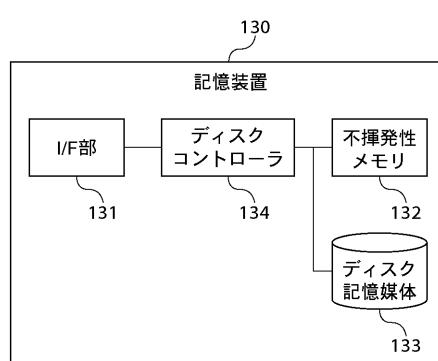
- 100 本体装置
- 101 CPU
- 102 ROM
- 103 RAM
- 104 入力装置 I/F部
- 105 出力装置 I/F部
- 106 記憶装置 I/F部
- 110 入力装置
- 120 出力装置
- 130 記憶装置
- 140 記憶装置
- 150 アダプタ
- 160 記憶装置
- 170 記憶装置
- 180 記憶装置

10

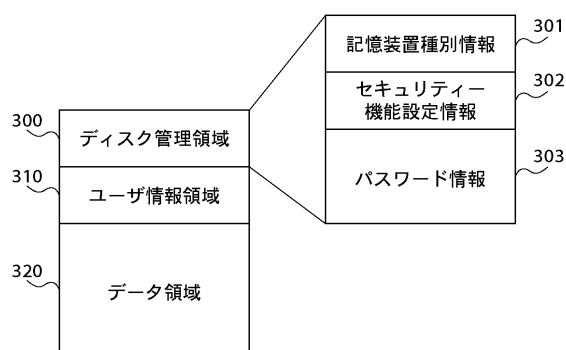
【図1】



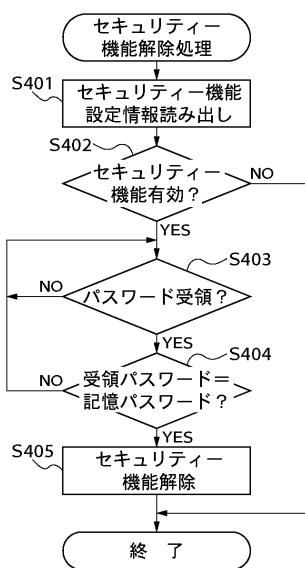
【図2】



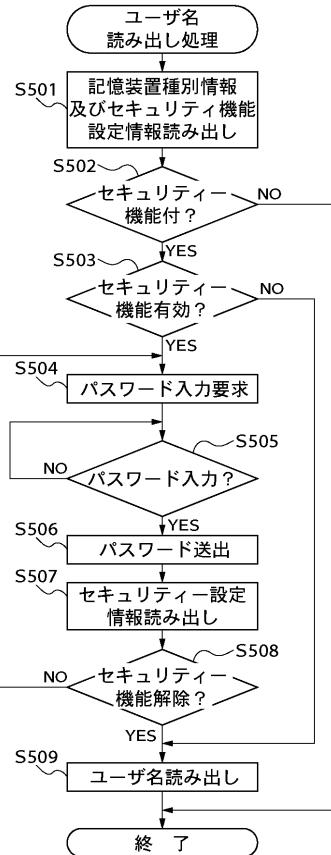
【図3】



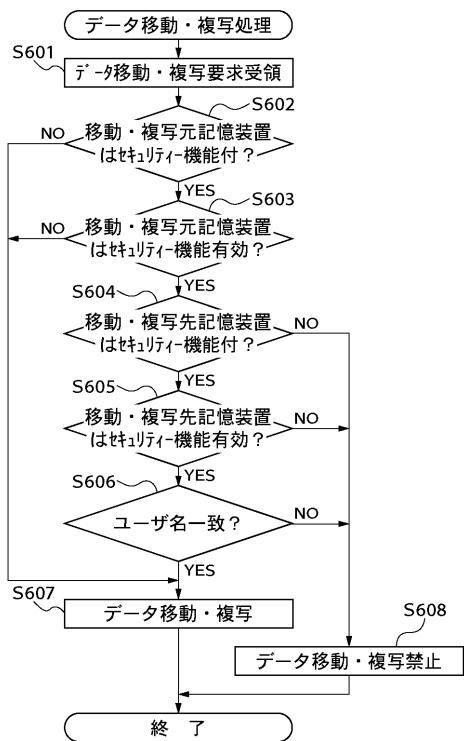
【図4】



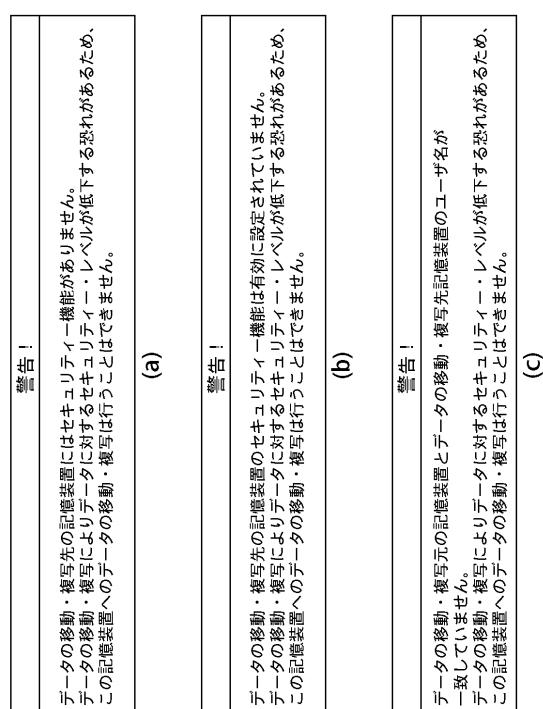
【図5】



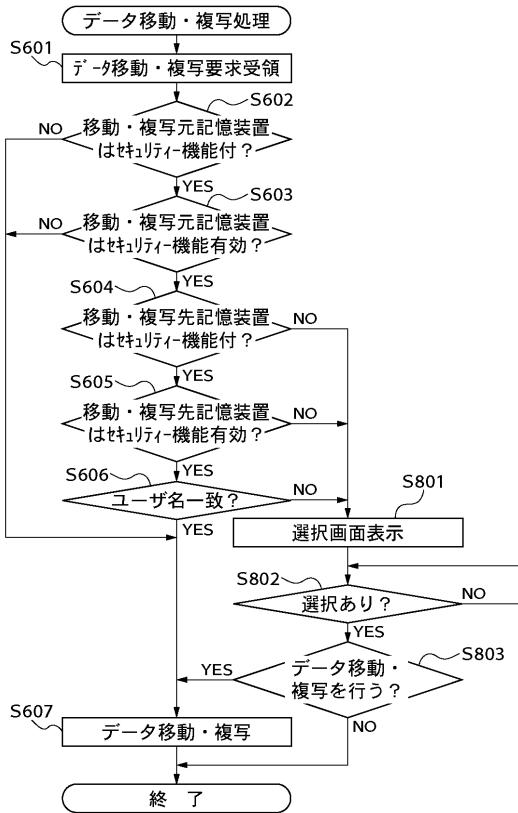
【図6】



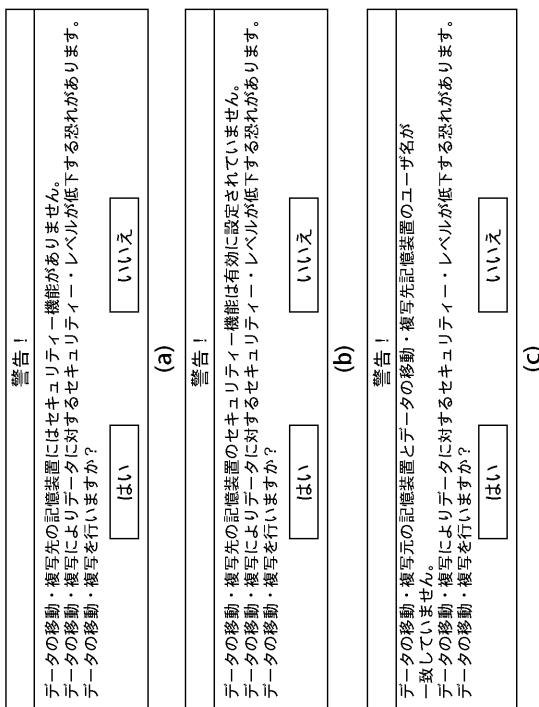
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(72)発明者 外山 猛

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

Fターム(参考) 5B017 AA06 BA09 CA06 CA07 CA09